慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジンバブウェにおける政党の統合： サブカルチャーに即したクリーヴィッジと民主主義
Sub Title	The unity of political parties in Zimbabwe : subcultures cleavages and democracy
Author	井上, 一明(Inoue, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.2 (1998. 2) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジンバブウェにおける政党の統合

――サブカルチャーに即したクリーヴィッジと民主主義――

井上一明

問題の所在
一　民主主義とサブカルチャーのクリーヴィッジ
二　八〇年総選挙と連合政権の樹立
三　八五年総選挙の運営と投票結果
四　政党の統合とエリートの協調
結　論

問題の所在

本稿は、ジンバブウェにおける民主主義について論じようとするものである。そして特にサブカルチャーにクリーヴィッジが存在する場合に民主主義体制はいかに運用されるべきか、という問題について一つの解答を得ることを目的としている。すなわち民主主義という政治体制を前提とした上で、その国家にサブカルチャーに即したクリーヴィッジが存在する場合（国民的な同質性がきわめて乏しい場合）、そしてこのクリーヴィッジの存在が

時として国内の「平和と秩序」を崩壊させる可能性がある場合、この民主主義体制はいかなる方法で維持されうるか。そしてこれに加えてエリートのあいだに協調の伝統が存在しない場合はどのような手段を用いて民主主義体制を維持しうるか、ということである。本稿はこうした問題を中心に据えてジンバブウェにおいてその民主主義体制の確立に重要な時期であったと思われる一九八〇年代に焦点を合わせて分析を試みる。ちなみにここでのサブカルチャーとは、全体文化のなかの部分的な文化で、地域・人種・宗教・社会階級・職業・世代などが基盤となる文化、と定義しておこう。

周知のように、一九八〇年代末から九〇年代のアフリカ大陸におけるいわゆる「民主化」によって、軍部政権あるいは一党支配体制から民主主義体制へと多くの国家がその政治体制を転換した。ここで言う政治体制とは、「政治権力が、社会内で広範な服従を確保し、安定した支配を持続するとき、それを形づくる制度や政治組織の総体」という意味である。[1] あるいは「装置としての国家の使用方法」といってもよいであろう。しかしながら政治体制の転換の結果としてサブカルチャーのクリーヴィッジが顕在化し、民主主義体制が不安定なものとなるばかりではなく、「平和と秩序」の維持という国家の基本的な目的さえ達成できず、「国家崩壊」の危機に瀕してしまった例も存在する。[2] 本稿はこうしたアフリカ諸国の現状を踏まえて、アフリカ諸国における民主主義体制の実効性のある運用について、その政治体制が、一、できるだけ多くの国民をその使い手として、二、やり直しの機会が確保されている、[3] という民主主義の基本的要件を満たしているジンバブウェを取り上げて考察する。すなわちジンバブウェにおいてもサブカルチャーに即したクリーヴィッジ、特にエスニック集団間のクリーヴィッジが存在するにも関わらず、なぜ同国は民主主義体制を維持することができるのであろうか。ちなみにエスニック集団とは、後天的に形成された文化的特徴によって分類される人間集団の単位、と定義しておく。

本稿において言及されるもうひとつのポイントは、民主主義体制における政治制度のもつ意味である。すなわ

ち政治制度は政治行動が発生する単なるアリーナではなく、逆に政治の在り方を規定するのであろうか。この問題について本稿では、エリート間の協調と政党という制度の関係、そして選挙制度を通じて考えてみたい。

一　民主主義とサブカルチャーのクリーヴィッジ

国家がその政治体制として民主主義を採用する場合、現代のアフリカ諸国のようにサブカルチャーにクリーヴィッジが存在することは、同体制にとって好ましくないという議論はこれまで多くの政治学者によってなされてきた。たとえばダールはこの点について民主主義体制（彼は「ポリアーキー」という用語を用いているが）においてサブカルチャーの違いは、潜在的な対立の領域を拡大すると述べるとともに、民主主義体制はサブカルチャーに多数のクリーヴィッジをもつ国家よりも同質的（homogenious）な国家においてより一般的である、と指摘している。[4] それではアフリカ諸国のようにエスニック集団、人種、言語そして過去の歴史的経験といったサブカルチャーに多くのクリーヴィッジが存在する場合、民主主義体制はいかにして運用されるべきであろうか。この点についてレイプハルトの「多極共存型民主主義（Consosicational democracy）」という概念はきわめて示唆的である。ここで「多極共存型民主主義論」について詳しく紹介する必要はないが、アフリカそして特にジンバブウェにおける民主主義体制との関連で注意しておきたいのは、一、エリート間の協調行動、そして二、それにもとづく「大連合（grand coalition）」である。エリート間の協調についてのレイプハルトの指摘は次の通りである。多極共存型民主主義においてエリートたちは、民主主義的慣行に対する献身ばかりではなく国家の統一を維持することへの少なくとも何らかの献身を意識することが必要であり、さらに寛容と妥協の精神に基づいて他の区画の指導者たちと共同する努力を惜しまない基本的な意志を持たねばならない。そしてこうした指導者たちの基本

的な姿勢にもとづいて採用されるべき統治の方法が「大連合」である。[5] それではレイプハルトのいうエリート間の協調が困難な場合、そしてその結果として大連合の樹立が困難な場合にはどのようになるのであろうか。

二　八〇年総選挙と連合政権の樹立

(1)　サブカルチャーのクリーヴィッジと八〇年総選挙の結果

ジンバブウェにはサブカルチャーに多くのクリーヴィッジが存在するが、国家との関係においてもっとも深刻なクリーヴィッジは、地域とエスニック集団におけるクリーヴィッジである。ジンバブウェの主要なエスニック集団は、人口の約七〇％を占めるショナ人そして約一五％を占めるンデベレ人である。

両エスニック集団の居住地域を地方行政区（州）のレベルで見てみると、ショナ人は、東部マショナランド、中部マショナランド、西部マショナランドにおいて各州の人口の七〇％以上を構成し、マニカランド州においては九〇％以上、ミッドランズ州では七八％以上、そしてマシンゴ州においては約九〇％を占めている。他方ンデベレ人は、北部マタベレランドおよび南部マタベレランドの両州において全人口の六〇％以上を占めている。ちなみにジンバブウェにおいては一九六九年の人口センサス以後、エスニック集団別の人口統計を発表していない。したがってこれらの数字は六九年のセンサスに基づき、現在に至るまで一、ショナ人とンデベレ人の人口比は基本的には変化していない、二、ショナ人とンデベレ人はそれぞれの居住地域を離れて相手集団の居住地域に大量に移動していない、という立言にもとづく推定である。[6] そしてここで注意しておきたいことは、これらショナ人とンデベレ人のあいだにはクリーヴィッジが存在するということである。

両者のあいだにクリーヴィッジあるいは「地方的敵対意識（regional antagonisms）」が存在することは、これ

まで様々な研究によって指摘されてきた。しかしながらショナ人とンデベレ人のあいだのクリーヴィッジがどのようにして生み出されたのか、という問題については二通りの議論がある。すなわち一九世紀初頭にジンバブウェにやってきたンデベレ人が先住集団であるショナ人の居住地域を侵略してそこに定住し、ショナ人に対して定期的に略奪行為をおこなったことが、両者の間にクリーヴィッジを生み出したとする議論、他方、両者のこうしたクリーヴィッジは比較的最近の産物であって、いわゆる「ナショナリズム組織」の競合の結果として生まれたものである、とする議論である。(7)

すなわちショナ人とンデベレ人のあいだのクリーヴィッジ（あるいは地方的敵対意識）は、植民地化以前の一九世紀にさかのぼる歴史的背景を持つものなのか、そうではなく植民地支配体制下における両者の政治闘争の産物なのかということである。本稿においてはこれ以上この議論に立ち入る必要はないが、ここで注意しておくべきポイントは、のちに述べる八〇年と八五年総選挙の結果に示されたように、総選挙に至る歴史的プロセスにおいて、「ジンバブウェ・アフリカ民族同盟・愛国戦線、略称 ZANU（PF）」はショナ人、そして「愛国戦線・ジンバブウェ・アフリカ人民同盟、略称 PF-ZAPU」はンデベレ人のそれぞれの利益代表というイメージが有権者のあいだに作り上げられてしまっていた、ということである。

ところでジンバブウェは一九八〇年に独立するまでの八年間、内戦状態にあった。これは植民地体制下の白人自治政府、そして普通選挙権と独立を求めるアフリカ人組織のあいだの紛争であった。したがってこの国家は治安の回復、あるいは常態への復帰が緊急の課題であった。そして八〇年二月、ジンバブウェにおいて初の普通選挙権にもとづく総選挙が実施された。総選挙の結果は、**表1**のように ZANU（PF）が、ショナ人が多数を占める選挙区（州）を圧倒的な支持率でほぼ独占して八〇議席中五七議席を、そして PF-ZAPU は同様にンデベレ人が多数派を構成する選挙区（州）を圧倒的な支持率でほぼ独占し二〇議席を獲得した。したがって同総選挙の結

表 1　ジンバブウェ総選挙結果：州別得票率および獲得議席数[1]

	ZANU (PF)		PF-ZAPU		UANC	
1980	%votes	seats	%votes	seats	%votes	seats
Manicaland	84.1	11	1.6	0	6.2	0
Mashonaland Central	83.8	6	2.3	0	8.6	0
Mashonaland East	80.5	14	4.6	0	11.9	2
Mashonaland West	71.9	6	13.4	1	10.2	1
Mashonaland North	10.0	1	79.0	9	7.6	0
Mashonaland South	6.8	0	86.4	6	3.3	0
Midlands	59.7	8	27.1	4	8.6	0
Victoria/Masvingo	87.3	11	1.9	0	4.5	0
1985						
Manicaland[2]	88.6	10	1.4	0	2.3	0
Mashonaland Central	98.3	5	0.8	0	0.8	0
Mashonaland East	91.8	18	2.9	0	4.9	0
Mashonaland West[3]	94.4	7	3.4	0	2.0	0
Mashonaland North	15.1	0	82.5	9	2.1	0
Mashonaland South	12.9	0	86.6	6	0.5	0
Midlands	82.9	12	14.8	0	2.0	0
Victoria/Masvingo	97.9	11	1.7	0	0.0	0

Source) Anthony Lemon, "The Zimbabwe General Eletion of 1985", Journal of Commonwealth and Comparative Politics, Vol.XXVI, No.1 (Mar.1988), p.14.

注(1)　各州に割り当てられた議席数は、80年85年の総選挙では若干の変動がある。

(2)　マニカランド州チピンゲ選挙区においてZANU（Ndonga）は議席を獲得した。その他の選挙区において同党の得票率は、2 1パーセントを超えなかった。

(3)　西部マショナランド州カリバ選挙区においては、ZANU（PF）候補が選挙期間中に死亡したために投票は延期となった。最終的に同選挙区では対立候補が現れなかったためにZANU（PF）の候補者が無投票で選出された。

果は、エスニック集団のサブカルチャーに即したクリーヴィッジを反映するものとなった。

(2)　連立政権とエリートの協調

総選挙において第一党となったZANU（PF）は、八〇年三月PF-ZAPUから党首ンコモ（Joshua Nkomo）を含む四名が入閣し、さらに二名の白人が参加した連合政権を樹立した。連合政権の樹立に向けたZANU（PF）とPF-ZAPUの協議は、数日間で終了し、ンコモは内相に就任した。[8] こうした短期間の交渉によって両党の連立政権が誕生したこと、そしてンコモが実権を持たない大統領への就任を拒否したこと、すなわちPF-ZAPUがZANU（PF）の提案を拒否しうる余地を残してい

たことなどは、両党のエリートが連合政権の樹立に向けて「自発的」に協調したことを示唆している。そしてもしそうであれば、のちに述べるような政党の統合においてみられた両政党のエリート間の協調とは異なるものとなる。

連合政権の樹立は、「平和と秩序」の回復をめざして「国民和解政策」を掲げたZANU（PF）にとっては合理的な選択であり、またこの目的達成に不可欠の国軍の創設にとっても政権内部においてPF-ZAPUの協力を確保することは重要な意味を持っていた。さらにZANU（PF）とPF-ZAPUがショナ人とンデベレ人というエスニック集団をそれぞれの支持基盤とすることが選挙の結果明らかとなったことから、こうしたエスニック集団に即したクリーヴィッジを悪化させないために両エスニック集団を代表する形で両党の指導者が政権を運営することは重要な意味を持つものであった。すなわちレイプハルトの指摘するエリート間の協調と大連合（あるいは連合）が実現したと言えよう。

連合政権の結成という形で両党、より正確に言えば両党のエリート間の協調体制が実現したが、この協調体制は長くは続かなかった。すなわち連立政権のめざした国内治安の回復という目標を脅かすような事件にPF-ZAPUが連座しているとZANU（PF）がみなしたためである。すなわちそれは、一部の元ZIPRA（内戦当時のPF-ZAPUの軍事部門）兵の反乱と国軍の編成過程におけるZIPRAとZANLA（内戦当時のZANU PFの軍事部門）の武力衝突、そしてPF-ZAPUの所有する施設における隠匿兵器の発見である。一部の元ZIPRA兵士の反乱は、独立後わずか二カ月を経て南北マタベレランド州（以下マタベレランドと略す）においてはじまり八七年頃まで続いたが、連合政権内部におけるZANU（PF）とPF-ZAPUの協調関係は、こうした元ZIPRA兵士の反乱、三度におよぶZANLAとZIPRAの武力衝突の過程で悪化し、八二年二月上旬、PF-ZAPUが所有する施設における大量の隠匿兵器の発見が直接的な原因となって終わりを告げた。すなわちこの大量の隠匿兵器の発見

に関してPF-ZAPUは、ZANU（PF）に対して納得のいくような説明をおこなわなかった。その結果ZANU（PF）党首であり首相のムガベ（Robert G. Mugabe）は二月一七日、PF-ZAPU党員の閣僚ポストからの解任を決定し、ここに両党の連合政権は崩壊した。

平和と秩序の維持は、国家にとってもっとも基本的な仕事である。そしてジンバブウェにおいては過去八年間にわたって内戦状態にあったために、国内の平和と秩序を回復することは国家の存亡に関わる最も重要な問題であった。したがって、八〇年総選挙の結果、第一党となったZANU（PF）が、サブカルチャーに即したクリーヴィッジを踏まえて、国内平和と秩序の回復を実現するために必要な国軍の組織化を、速やかにかつもっとも安いコストで達成するためにPF-ZAPUとの連合政権を樹立したことはきわめて合理的な選択であった。そして平和と秩序の回復という目標は、政党の違いを超越してエリートの協調関係を確保できるはずの目標であった。しかしながらジンバブウェにおいてはこうしたエリート間の協調関係は長続きせず、レイプハルトの言う「エリートの慎重なる配慮」は欠落していた。言葉を換えて言えばエリートのあいだにサブカルチャーを越えた国家への忠誠心が欠如していたのである。

ZANU（PF）は、軍隊を派遣してマタベレランドにおける反政府武装集団の鎮圧に積極的に乗り出したが、同地域の治安をただちに回復することができなかった。そして八二年七月、六名の外国人観光客が誘拐されたことは同地域の治安の悪化を象徴する出来事となった。政府は同月、「警察支援隊」二〇〇〇名、また八・九月にそれぞれ四〇〇名の増援を発表した。さらに同年一二月、マタベレランドにおいて大量の住民虐殺をおこなったとしてその責任を追及された「第五師団（別名ゴクラウンディ：「春雨のまえにもみ殻を洗い流す雨」が原義であるが、ショナの人々は「無差別虐殺集団」という意味をこの言葉に込めている）の二五〇〇名から三五〇〇名が同地域に投入された。「ジンバブウェにおける正義と平和のためのカトリック委員会（The Catholic Commission for Justice

and Peace in Zimbabwe）および「法律問題資料基金（The Legal Resources Foundation）」は、八七年頃まで続いたマタベレランドを中心としてミッドランズまで拡大したこの騒乱によって少なくとも三七五〇人が死亡し、一万人が拘禁され、そして七〇〇〇人が身体的虐待を受けた、と結論づけている。[9]

ZANU（PF）は政府としてこうした騒乱に対処する一方、得票最大化のために党の再組織化を開始した。これは八〇年総選挙の結果において明らかとなったエスニック集団間のクリーヴィッジを克服して、その支持基盤を拡大するための活動であった。そして同党は八四年、二〇年ぶりの党大会を開催し、翌年実施予定の第二回総選挙に備えたのである。[10]

三　八五年総選挙の運営と投票結果

ジンバブウェの憲法（通称「ランカスターハウス憲法」）は、総選挙を五年に一度実施することを定めている。さらに同憲法は当初、下院の構成として普通選挙人名簿に登録された有権者によって選出される八〇議席そして独立後七年間、その改正が禁止された白人選挙人名簿によって選出される二〇議席を明記していた。

一九八五年総選挙は独立後初の総選挙であるとともに、その管理と運営がすべてジンバブウェ人の手によっておこなわれた最初の総選挙であっが、その一方で独立以前から六カ月ごとに議会の承認に基づき更新されてきた非常事態下においておこなわれた選挙でもあった（憲法第六八条および非常事態権限法）。総選挙はその正当性を確保するという意味において自由かつ公平に実施されることが求められることはいうまでもない。そのためZANU（PF）政権は、個人の自由を制限する可能性を持つ非常事態下という条件を踏まえて選挙日程を含めた選挙の管理運営には最大限柔軟な姿勢を示すとともに、最大多数の有権者に登録を求め、かつ最大多数の有権者

に投票の機会を与えるという方針を堅持した。

マクロ的な観点から民主主義体制を見るならばその制度、特に選挙に関する様々な制度が実効性をもって確立されていることが同体制の存続にとって不可欠の条件であろう。そこでまず最初に選挙制度の確立、とりわけ選挙区確定作業について見てみたい。なぜならば選挙区の確定にともなう有権者の選挙人登録は、有権者にとって民主主義という政治体制をみずから運用するための主要な機会である投票という行為につながる自発的な行動であり、これによって民主主義体制へのみずからのアイデンティティーを確認できる行為だからである。また政府にとっても選挙区の確定作業は選挙そのものの正当性に関わる重要な作業であり、したがってこうした作業を通じて民主主義体制の運用を学習する重要な機会となる。言葉を換えていうならば民主主義体制を構成する様々な制度の確立とその運用を通じて人々の行動が民主主義のルールによって規定されていく、ということである。すなわちマーチとオルセンが指摘したように、民主主義は、経済的・社会的条件に依存するばかりではなく、政治制度のディザインに依存するのであり、また政治制度は政治行動が発生する単なるアリーナではなく、政治のあり方を規定するのである。(11)

(1) 選挙区の確定

先に述べたように八五年総選挙は、ジンバブウェ国民よって実施された初の選挙であった。したがって政府は選挙区の確定そして選挙人登録という作業からはじめねばならなかった。選挙区の確定作業は、一九八一年一一月、当時の高等法院判事長フィールゼントを議長とする委員会（通称「フィールゼント委員会」）によって最初の作業がおこなわれたが、同委員会が提出した報告書に述べられていたように、その作業は一義的には選挙人登録を目的とした暫定的なものであったために、最終的な選挙人名簿にもとづいて再度、選挙区の確定作業がおこな

わねばならなかった。

この目的のために一九八四年一一月二九日、高等法院判事長サンドゥーラ（Wilson Sandura）を議長とする選挙区確定委員会（通称「サンドゥーラ委員会」）が設置された。しかしながら同委員会は選挙人登録が遅滞したためほとんど活動停止状態に置かれた。総選挙は当初、八五年三月に実施される予定であった。そのために選挙人登録はすでに一九八三年頃からおこなわれていたが、たとえばハラレにおいては一九八五年一月中旬になっても多数の有権者が投票告知票を受け取っていなかったり、あるいは自分が有権者名簿に登録されているか否かを確認できない状態にあった。[12] 選挙人登録の期限は、八五年一月三一日を予定していたが登録が遅々として進まないために政府は一月二日、いまだ登録をおこなっていない有権者を対象とした選挙人追加名簿の設置を発表した。そして同名簿への選挙人登録を促進するために政府は、すべての郡長官と郡副長官、群議会議長、そしてすべての学校長と副学校長を選挙登録官として任命したのであった。[13]

こうした選挙人登録キャンペーンにも関わらず、大量の未登録者が存在したために、政府は登録の締め切りを二週間延長して二月一五日とした。しかし登録期限の延長は、選挙区確定委員会の作業をさらに遅れさせることになり、サンドゥーラ委員会は二月中旬、その作業が五月末までかかることを首相ムガベに伝えた。さらに選挙管理委員会も、憲法に定められた諸条件（特に選挙人登録）が十分に満たされていないという理由から三月の総選挙の実施は自由かつ公平ではないと判断して、その延期を政府に勧告したのであった。かくしてムガベは、選挙問題閣僚委員会を設置して総選挙の実施時期についての具体的な討議に入り、二月一九日、政府は選挙人の集計、特に選挙人追加名簿の集計、および選挙区確定作業のために総選挙の実施を六月まで延期する旨を発表したのであった。[14] この時点における選挙人数の集計は、総選挙人数の約八三・一パーセントであり、いまだ追加登録の選挙人数は加算されていなかった。以上のような選挙人登録と選挙人の集計の遅延のために、選挙区確定委員

会が本格的な活動を開始したのは四月一日以降となった。

八五年総選挙は前回の八〇年総選挙とは代表選出の方法が異なり、小選挙区単記投票制が採用された（八〇年総選挙においては行政上の単位である州を一つの選挙区とする拘束名簿式比例代表制が採用された）。したがってサンドゥーラ委員会の目的は、各選挙区の選挙人数の格差を最小限にとどめながら八〇の普通選挙人名簿選挙区と二〇の白人選挙人名簿選挙区を確定することにあった。こうした目的を達成するうえで同委員会が基本とした選挙区確定上の原則は以下の二点に要約される。すなわち一、行政単位としての州を尊重し、複数の州にまたがる選挙区は設定しない。二、行政単位としての既存の郡（district）およびフィールゼント委員会によって暫定期的に確定された選挙区をできるかぎり活用する、であった。これらの原則は、有権者の無用な混乱を避けるためばかりではなく、できるかぎり速やかにその作業を完了せねばならなかった同委員会にとってはぜひとも必要なことであった。

サンドゥーラ委員会の具体的な選挙区確定作業は次のような手続きによっておこなわれた。すなわち八〇の選挙区を設置するために、まず一つの選挙区の平均選挙人数を算出するとそれは約三万七一二六人となる。そして憲法によって選挙区画の選挙人数の増減は二〇パーセントまで認められているために、最大の選挙区の有権者数は、四万四五五二人以内、そして最小の選挙区の有権者数は二万九四〇一人以上ということになる（憲法第六〇条）。以上のような一つの選挙区の平均有権者数を踏まえて、次に八つの州に割り当てられる議席数を算出する、すなわち八つの州に配分される議席数を各州の有権者数にもとづいて算出する。たとえばミッドランズ州においては、その選挙人数四四万一一一六人を有権者総数で割ると有権者総数に占めるミッドランズ州の有権者の割合が算出され、それは約一四・九パーセントとなる。次に普通選挙人名簿八〇議席の一四・九パーセントを算出すればその数字がミッドランズ州に割り当てられる議席数となり、それは一二議席ということになる。

こうして算出された各州の議席数をもとに一選挙区の平均有権者数を基準として選挙区を確定するが、この作業においてサンドゥーラ委員会は、行政上の単位としての郡、そしてフィールゼント委員会によって暫定的に確定された選挙区を最大限に活用した。かくして最終的に確定された八〇の選挙区のなかには、一選挙区の平均有権者数から二〇パーセント近く下回るような選挙区（たとえば南部マタベレランド州のベイブリッジ選挙区：有権者総数二万九八八八人）、そして逆に二〇パーセント近く上回るような選挙区（たとえば北部マタベレランド州のムボボマ選挙区：有権者総数四万四四三一人）も存在したが、すべての選挙区は憲法上の規定を満足するものであった。なお最終的な有権者の登録締め切りは、普通選挙人名簿が四月三〇日、そして白人選挙人名簿が五月三〇日であった。また最終的に集計された有権者登録者数は、選挙登録総監（the registrar-general）が六月七日に発表したところによると、二九八万九三六九人であった。[15] サンドゥーラ委員会の報告書は、一九八五年五月三〇日、憲法の規定にしたがって大統領に提出され、六月三日の内閣の審議をへて同委員会の報告書通りに選挙区が確定された。

(2) 投票をめぐる諸措置

ZANU（PF）政権は、最大多数の有権者に対して投票の機会を提供するために次のような措置を講じた。すなわち投票手続きに関する特別措置と投票日の二日間の延長である。これは非常事態という状況下において選挙の正当性を確保する上で、そして民主主義という制度を実効性のあるものにするためには必要な措置であった。

投票手続きに関する特別措置とは、選挙人名簿に登録されていない有権者も公的な身分証明書、および現住所を確認できる公文書を提示すれば投票を認める、というものである。[16] 居住地の移転に伴う特例措置については、すでに八五年一月にその一部が発表されていたが、最終的に発表された特例措置を含む投票手続きは以下のよう

にまとめることができる。投票は有権者が居住している選挙区において投票所投票主義にもとづいておこなわれるが、その際有権者は次のような文書の携行を義務づけられる。すなわち都市部においては、一、選挙通知票および提示が求められた場合には国民登録票、二、借家証明書ないしは転入証明書。地方部においては、一、選挙通知票および提示が求められた場合には国民登録票、二、首長委員会などが発行した居住証明書、などである。そして選挙人登録後、その選挙区から転出した者、および選挙人登録をおこなわなかった者が投票する場合には、先に述べたような証明書を投票所の監督官に提示することが求められた。

普通選挙の投票日は、当初七月一日と二日の二日間とされたが、投票日初日の状況を踏まえて政府は七月二日、二日間の投票日の延長を発表した。政府がこのように投票日を延長した理由は、投票日初日に実際に投票をおこなった有権者が登録済み有権者総数の約二〇パーセントに当たる六〇万人程度であったためである。これは投票所において有権者の確認作業に多大な時間を費やしたことに大きな原因があった。すなわちそれは、投票に関する特例措置の結果として未登録の有権者が投票所に列をなしたこと、そして選挙人登録をすでにおこなっている場合にもジンバブウェには同姓同名が多いために、本人の確認作業に時間を費やしたことである（たとえばマタベレランドにおいては、ジョン・モヨ＝John Moyo という氏名が一万人も選挙人名簿に見られた）。

(3) 選挙日程と諸政党の登録手続き

大統領バナナ（Canaan Banana）は、サンドゥーラ委員会の報告書およびそれに関する閣議了承を踏まえて八五年六月三日、選挙日程を発表した。すなわち候補者の届け出は、六月一〇日の一日限りとされ、白人議席選挙は同二七日、そして普通議席選挙は先に述べたように七月一、二日の両日とされた。

この発表に先立つ五月二八日、司法・法律・議会担当相ズォゴ（Eddison Zvobgo）は、候補者登録に関して

具体的な手続きを発表した。これによると一、選挙に立候補しようとする政党あるいは個人は、六月四日までにそのシンボルマークの届け出をおこなうこと、二、候補者登録のためには一〇名以上二〇名以内の有権者の署名を必要とすること、三、投票所の周囲一〇〇メートル以内での選挙運動を禁止すること、などであった。[17]

以上のような選挙日程について、PF-ZAPUは六月六日、高等法院にたいして候補者届け出の日時の延期を求めて提訴をおこなった。すなわち、候補者の届け出の期日がその発表からわずか一週間しか残されておらず、いまだ有権者名簿が公表されていない状態で期日までに一〇名以上二〇名以内の有権者の署名を獲得することは困難である、というのがその理由であった。[18] そしてこうした主張はZANU（PF）を除くその他の政党によって支持された。しかし同月七日、高等法院は選挙日程についてそれを違法とする法的根拠がないこと、また翌八日には最高法院がPF-ZAPUの訴えには正当な根拠がないとの理由からこれを却下した。[19] しかしながら政府は、PF-ZAPUを含むその他の政党の要求と選挙管理委員会の勧告を踏まえて、候補者の届け出の期日を翌一一日まで延長する旨を同月一〇日に発表し、席上、ズォゴは、この措置は政府が公平かつ自由な選挙の実施に真剣に取り組んでいることを示すべきである、というムガベの意向にもとづくものである旨を言い添えた。[20]

かくして最終的に候補者の届け出をおこなったのは、普通選挙人名簿に関しては六政党二五七名、白人選挙人名簿に関しては二政党四八名（無所属を含む）であった。[21] 普通選挙人名簿に候補者の届け出をおこなった政党は、ZANU（PF）、PF-ZAPU、「ジンバブウェ国民戦線（National Front of Zimbabwe）」（候補者数二）、「統一アフリカ民族評議会（United African National Council = UNAC）」（候補者数五五）、「ジンバブウェ・アフリカ民族同盟（ZANU）」（候補者数三五）、「国民民主同盟（National Democratic Union）」（候補者数六）である。「国民進歩同盟（National Progressive Alliance）」は、三名の候補者を擁立したが候補者一名につき二〇〇ドルの供託金を納めることができなかったために登録取り消しとなった。そして八〇の普通選挙人名簿議席すべてに候補者を擁

立したのはZANU（PF）とPF-ZAPUのみであった。[22]

以上のような具体的な総選挙の準備作業を跡づけることによって、選挙の実施に関わる様々な制度が政府によって慎重に確立されるとともにそれが柔軟に運用され、さらに有権者はその制度的な手続きに従って行動したことがマタベレランドにおける騒乱状態そして非常事態という状況下において八五年の総選挙が実施可能となった主要な要因であったということが理解できよう。すなわち総選挙実施のための諸制度が効果的に運用され、これによって政治的アクターの行動が規制されたことが「自由かつ公平な選挙」という条件を満足させる結果となったのである。

(4) ZANU PF と PF-ZAPU の選挙活動

ZANU（PF）とPF-ZAPUの選挙公約を含めた選挙活動については、レモン（Anthony Lemon）が結論づけているように政策に関する実践的なアプローチに関して両党のあいだには大きな違いはなかった。[23] ZANU（PF）は党のイデオロギーである「社会主義」そして「一党制の樹立」を明記し、さらに与党という立場から過去五年間の実績を列挙した選挙声明書を作成し新聞紙上に発表したが、有権者の圧倒的多数が農村部に居住し、かつそこでは日常的に新聞を手に入れることがきわめて困難な状況であることからみてこうした選挙公約がどの程度有権者にアピールしたかを特定することはきわめて困難である。また同党の候補者は、その前年の党大会で確認された「一党制の樹立」という目標に選挙演説の際、ほとんどあるいは全く言及しなかった。[24] 他方PF-ZAPUの選挙声明書は、きわめて簡素なものであり具体的な政策にはほとんどふれていない。

選挙運動の期間中、ZANU（PF）はPF-ZAPU支持者に対して圧力（ZANU（PF）集会への出席の強制など）を加えたが、最終的に選挙管理委員会および「ジンバブウェにおける正義と平和のためのカトリック委員会」は、

秘密投票の原則が遵守されたという観点から総選挙が「自由かつ公平」におこなわれたとの結論を下した。[25] ちなみに投票率は、公式には約九七パーセントと発表されたが、実際には七〇から八〇パーセントと見られている。[26]

(5) 八五年総選挙の投票結果

ここではエスニック集団に即したクリーヴィッジという観点からZANU（PF）とPF-ZAPUの投票結果について分析してみたい。

八五年総選挙においてZANU（PF）は、八〇の普通選挙議席中六四議席を獲得して前回の総選挙から七議席を増やし、PF-ZAPUは一五議席を獲得し前回の総選挙から五議席後退した。両党の得票率を見るとZANU（PF）は、七七・二パーセントで前回よりも一四・二パーセント増加しており、PF-ZAPUは、一九・三パーセントで前回よりも四・九パーセント減少している。[27] ここで問題とされるべき点は、ZANU（PF）が新たに議席を獲得した選挙区とPF-ZAPUが議席を失った選挙区である。表一に見られるようにミッドランズ州と西部マショナランド州においてZANU（PF）は新たに議席を獲得し、他方PF-ZAPUはその議席を失っている。そして先に述べたように両州ともショナ人が多数派を構成する州である。

表一の八〇年総選挙における州別の獲得議席数と比較するならば、基本的にはZANU（PF）とPF-ZAPUの支持基盤には変化がない。すなわちZANU（PF）は、ショナ人が多数派を占める州、そしてPF（ZAPU）はンデベレ人が多数派を占める州以外にそれぞれの支持基盤を拡大することがきわめて困難であったことを示している。さらにこれは選挙区別の両党の得票数（表2）を見ればさらに明白である。つまりZANU（PF）そしてPF-ZAPUが議席を獲得したほとんどの選挙区は両政党がそれぞれ圧倒的な得票数によって議席を獲得している。ZANU（PF）が僅差で議席を獲得したのは、ミッドランズ州の西部クウェクウェ選挙区のみである。そして両

表 2　85年総選挙におけるZANU（PF）とPF-ZAPUの得票数(選挙区別)

	ZANU(PF)	PF-ZAPU
MANICALAND		
Buhera North	25,315	224
Buhera South	34,394	166
Chimanimani	34,733	803
Chipinge	15,625	838
Makoni East	51,772	493
Makoni West	20,203	196
Mutare East	33,868	425
Mutare Urban	30,076	1,178
Mutare West	28,451	143
Mutasa	28,529	273
Nyanga	34,223	592
MASHONARAND CENTRAL		
Bindura/Shamva	42,822	415
Guruve	39,556	273
Mazowe	46,558	380
Mt.Darwin	23,022	236
Rushinga	47,213	251
MASHONALAND EAST		
Chinamhora	43,880	1,105
Chitungwiza	37,434	888
Dzivarasekwa	44,277	2,670
Glen View	31,506	838
Goromonzi	28,873	427
Harare	39,180	2,625
Highfield	33,548	2,360
Manyame	32,971	1,242
Marondera	30,822	414
Mbare	31,112	902
Mudzi	30,290	267
Mufakose	36,875	2,342
Mukuvisi	41,200	2,136
Murehwa North	43,176	422
Murehwa South	23,997	213
Mutoko	23,995	126
Wedza	32,153	189
Zengeza	37,240	969
MASHONALAND WEST		
Chegutu East	41,459	718
Chegutu West	28,153	1,966
Kadoma	20,746	675
Karoi	26,853	751
Makonde East	54,599	1,395
Makonde North	22,473	1,222
Makonde West	43,023	1,718
MASVINGO		
Bikita	38,806	144
Chibi	22,208	83
Chiredzi North	42,287	634
Chiredzi South	33,775	2,711
Gutu North	30,957	63
Gutu South	35,685	176
Masvingo North	53,438	1,150
Masvingo South	42,672	291
Mwenezi	26,897	1,140
Ndanga East	27,795	130
Ndanga/Zimuto	32,319	105
MATABERE NORTH		
Binga	3,414	38,879
Bulawayo	13,537	26,710
Hwange-sholotsho	5,926	29,538
Lupane	825	30,523
Magwegwe	6,483	32,141
Mpopoma	11,163	37,089
Nkayi	760	25,874
Nyamandhlovu	4,679	36,098
Pelandaba	5,361	28,201
MATABELELAND SOUH		
Beitbridge	10,476	13,680
Bulilima-Mangwe	923	31,334
Gwanda	1,684	21,798
Insiza	3,392	27,804
Matobo	3,000	32,045
Mzingwane	5,128	38,509
MIDLANDS		
Charter East	34,276	159
Chirumanzu	29,197	252
Gokwe Eest	32,354	6,796
Gokwe West	32,354	6,796
Gweru District	21,293	14,194
Gweru Urban	25,532	5,708
Kwekwe East	37,017	4,733
Kwekwe West	18,600	17,257
Mberengwa North	33,897	868
Mberengwa South	27,554	3,631
Shurugwi	26,242	490
Zvishavane	26,152	233

Source) The Sunday Mail, July.7.1985.

党の獲得したほとんどすべての議席はZANU（PF）の場合にはショナ人、そしてPF（ZAPU）の場合にはンデベレ人がそれぞれ多数派を占める選挙区であった。さらにZANU（PF）が新たに議席を獲得した選挙区も州の単位（すなわち西部マショナランド州とミッドランズ州）で見るならばショナ人が多数派を占める州であった。ちなみにこうした選挙統計に対する批判的態度や選挙統計の批判的検討については、次のようなサルトーリの立言を引用しておきたい。すなわち「何度選挙をしても同一政党が半永久的に政権を独占するという事態を著しい不正行為や不正投票のせいにすることはどう考えてもできない相談である」[28]。ジンバブウェにおいては八五年総選挙が独立後二度目の選挙であったが、両党の得票数が表二に見られるように各選挙区において圧倒的な開きがあることから見て著しい不正行為や不正投票がおこなわれたとは考えにくい。

ところで以上のような選挙結果は、両党にとって得票数の最大化という観点からきわめて深刻な問題を提起することになった。というのも八〇年総選挙に続いて、今回の総選挙においてもZANU PFとPF-ZAPUは、前者はショナ人そして後者はンデベレ人の利益代表というイメージを有権者のあいだに固定してしまったためである。とりわけZANU（PF）にとっては、これまで続けられてきた党の再組織化活動が結果的に成果を生み出さなかったことが明らかとなった。**表3**のようにZANU（PF）の得票率は、八〇年総選挙時の得票率と比較するならば確実に増加しており、同党が新たに議席を獲得した西部マショナランド州とミッドランズ州においてその得票増加率は、それぞれ二二・五パーセントと二三・一パーセントを記録した。したがってこれらの州においては、党の再組織化活動が新たな議席の獲得いう具体的な成果を生みだしたということができるだろう。しかしながらンデベレ人が多数派を占める北部マタベレランド州と南部マタベレランド州においては、ZANU（PF）の得票増加率はそれぞれ五・一パーセントと六パーセントにすぎなかった。

ようするにZANU（PF）はショナ人が多数派を占める選挙区を、そしてPF-ZAPUは、ンデベレ人が多数派

表 3　85年総選挙：ZANU（PF）の得票増加率（州別）

	総投票数	得票数	1985（%）	1980（%）	得票増加率(%)
Manicaland	380,644	337,290	88.6	84.1	4.5
Mash.Central	202,649	199,169	98.3	83.8	14.5
Mash.East	683,830	327,523	91.8	80.5	11.3
Mash.West	262,865	248,203	94.4	71.9	22.5
Masvingo	394,996	386,842	98.0	87.3	10.6
Mat.North	345,320	52,148	15.1	10.0	5.1
Mat.South	190,756	24,603	12.9	6.8	6.0
Midlands	431,464	37,537	82.9	59.7	23.1

Source) *Zimbabwe News*, Vol. 16,No.6 (Oct.1985), p.9.

を占める選挙区をそれぞれ圧倒的な支持率でほぼ独占した。逆に言えば両党は、その支持基盤をショナ人とンデベレ人というエスニック集団の枠を超えて拡大できず、八五年総選挙の結果は八〇年の総選挙の結果とほとんど変わらなかった。「得票最大化」という政党活動の目的は、ジンバブウェにおいてはエスニック集団というサブカルチャーに即したクリーヴィッジによって達成できなかったのである。

四　政党の統合とエリートの協調

選挙期間中鎮静化していたマタベレランドおよびこれに隣接するミッドランズ州と西部マショナランド州の一部における反政府分子の活動は、総選挙後再び活発になり、外国人観光客の殺害そして農村部における住民の虐殺などの事件が発生した。すなわちこれらの地域においては、平和と秩序の部分的な崩壊が続いたのである。ZANU（PF）政権は、この騒乱状態を解決するためにPF-ZAPUに対して以前にも増して強硬な政策をおこなった。すなわち政府は非常事態における権限を行使することによってPF-ZAPU党員の逮捕（同国会議員の逮捕を含む）、旧ZIPRA系国軍将校の逮捕、党

集会の禁止（一九八七年六月）、そして党事務所の閉鎖（一九八七年九月）などをおこない、PF-ZAPUを事実上、活動停止状態においたのである。

こうした政府による一連の強硬措置と並行して、ZANU（PF）とPF-ZAPUの統合、言葉を換えて言うならば両党のエリート間の協調が模索された。両党の統合に関してはさまざまな理由を列挙することができる。たとえば一、ZANU（PF）は、社会主義を掲げる政党として一党制の確立を模索した。このための手段としてPF-ZAPUとの統合をおこなった。二、ジンバブウェ独立前の解放組織の統合と分裂という歴史的プロセスの延長線上において、両党の統合がそれぞれの党執行部によって望まれた。三、国民統一（national unity）という国家的見地から両党の統合がおこなわれた。以上のような立言はZANU（PF）とPF-ZAPUの統合を説明するうえで説得力を持つものといえよう。しかしながら本稿においては次のような問題を設定して両党の統合について考えてみたい。すなわち両党がそれぞれ統合から得られる利益とは何か、である。そこでまず最初に両党のエリート間の協調はいかにして達成されたか、という交渉プロセスについて述べておきたい。

(1) 交渉のプロセス

ZANU（PF）とPF-ZAPUの統合に関する本格的な交渉は、八五年九月から大統領バナナの仲裁によってはじめられた。[29] 両党の指導部（エリート）による交渉は、最終的に八七年一二月両党党首による「統合協定」の調印という形で結実するが、これにいたる過程において「統合委員会」と呼ばれる両党の党首を除くリーダーシップによって構成される委員会の実務レベルの交渉が六回、そして党首会談が九回おこなわれた。記録として残されている交渉の日程は次のとおりである。

統合委員会（Unity Committee）
第一回（一九八五年 九月一六日）
第二回（ 同 年 九 月二三日）
第三回（ 同 年 九 月二六日）
第四回（ 同 年一〇月 一 日）
党首会談
第一回（一九八五年一〇月 二 日）
第二回（ 同 年一一月二八日）
統合委員会
第五回（一九八六年 一 月一〇日）
党首会談
第三回（一九八六年 四 月 四 日）
第四回（ 同 年 七 月二二日）
第五回（ 同 年一二月二九日）
第六回（ 同 年 二 月二五日）
統合委員会
第六回（一九八七年 四 月 三 日）
党首会談
第七回（一九八七年 八 月 三 日）
第八回（ 同 年 八 月一〇日）
第九回（ 同 年 八 月二三日）
統合協定調印
（ 同 年一二月二二日）

この一連の交渉プロセスにおいて特徴的なことは、「統合委員会」における討議の行き詰まりが「党首会談」によって打開されるというパターンである。統合委員会の次に党首会談が開催されているケースは、すべて統合委員会における討議が行き詰まり、この行き詰まりを打開するために党首会談が開催されたことを示している。また交渉過程における合意は、統合委員会のみによって決定することはできず両党の「中央委員会」の審議に付されたが、最終的な決定権はムガベとンコモ両党首が掌握していた。そしてこのことが両党の交渉を成功へと導いた基本的な要因として指摘することができる。すなわち党首を除く両党の複数のエリートによる交渉においては、両党の急進的エリートの主張が討議の行き詰まりを招来したが、この行き詰まりを打開して再度交渉を継続させ最終的に両党の合意を生み出したのが両党首であった。

(2) ZANU（PF）とPF-ZAPUのエリート間の協調

一九八七年一二月に調印された「統合協定」の骨子は以下の通りである。一、両党は一つの政党に合体する。二、両党の統合はジンバブウェ・アフリカ・民族同盟（愛国戦線）、略称ZANU（PF）の名のもとにおこなわれる。三、ZANU（PF）は、二人の第二書記と二人の副党首を置く。四、ZANU（PF）はマルクス・レーニン主義に導かれた社会主義社会および一党制国家の樹立を模索する。五、PF-ZAPU指導部は、マタベレランドにおける騒乱を鎮静化するために、直ちに積極的な行動を起す。[30]

以上のような協定によってZANU（PF）とPF-ZAPUは最終的に統合されたが、それでは両党にとって政党の統合はどのような意味があったのであろうか。言葉をかえて言うならば両党のエリートそれぞれにとって協調することによって得られる利益とは何であったのか。これらの問題を解明する前にまず協調（cooperation）というタームについて考えてみたい。

協調というタームのもつ意味を考えた場合、それは自発的な協調と強制された協調の二つに分けることができよう。そして二つのアクターを想定した場合、協調の組み合わせは、一、両者が自発的な協調をおこなう場合、二、両者が強制された協調をおこなう場合、そして三、一方が自発的に協調し他方が強制された協調をおこなう場合の三つのケースが考えられる。ZANU（PF）とPF-ZAPUのケースは、このうち三のケースに該当するように思われる。すなわち前者の場合には自発的な協調であり、後者の場合には強制された協調である。そしてこれは両党が協調から得られる利益によって確認することができよう。

ZANU（PF）とそのエリートがPF-ZAPUのエリートと協調することによって得られる最も大きな利益とは、マタベレランドとその周辺部における騒乱の鎮静化、すなわち平和と秩序の回復であったとみられる。政権党としてのZANU（PF）にとってこれは緊急の課題であった。ZANU（PF）は当初から反乱分子とPF-ZAPUとの

あいだに何らかの関係があると見なしていたために、ZANU（PF）政権は非常事態にもとづく権限を行使してPF-ZAPU を活動停止状態に追い込んだのである。そして同時に ZANU（PF）のエリートは PF-ZAPU のエリートと協調することによってこの目的を達成しうると考えたと見てよいであろう。ZANU（PF）とその政府にとっては騒乱状態の鎮静化のために大量の軍隊を投入することも可能であった。しかしながら同党にとって PF-ZAPU と自発的に協調することははるかにコストのかからない合理的な選択であったといえよう。また統合交渉の過程において、ZANU（PF）が再三にわたって交渉の打ち切りを示唆したことは同党の交渉への参加が自発的なものであることを示している。したがって政党の統合に関しても、ZANU（PF）にとって統合とは基本的に PF-ZAPU の吸収合併であり、少数派（PF-ZAPU）は多数派（ZANU（PF））に参加すべきである、という対等ではない立場の統合であった。言葉をかえて言えば ZANU（PF）がめざしたものは、PF-ZAPU 党員の「仲間への引き入れ（co-optation）」であった。

他方 PF-ZAPU の協調は、明らかに外部からの圧力による強制された協調である。PF-ZAPU のエリートたちは ZANU（PF）の、一、ムガベを党首とする、二、マルクス・レーニン主義にもとづく社会主義国家を建設する、といった要求には異存はなかった。しかしながら同党が交渉の最後の段階まで固執した点は、「対等な立場」に立脚した新党の結成であった。すなわち PF-ZAPU の指導部は、政党の統合が ZANU（PF）への PF-ZAPU の降伏ではない、という意志を ZANU（PF）ばかりではなく PF-ZAPU の一般党員そしてその支持者に対しても表明しようとしたのである。しかしながら政府の強硬政策によって事実上、活動停止状態に追い込まれた PF-ZAPU のエリートにとっては、ZANU（PF）との統合そして ZANU（PF）のエリートとの協調がまさに「生き残り」のための唯一の手段であった。さらにダウンズが言うように政党のメンバーが政権を維持することから生ずる所得、名声および権力に対する個人的な欲望により動機づけられており、またすべての政党の主要目

標が選挙における勝利であるとするならば、[31] さらにシュムペーターが主張するように「各政党の第一の、そして最も重要な目的は、権力に昇るかあるいは権力の地位にとどまるために他の諸政党を圧倒することである」[32] とするならば、エスニック集団間のクリーヴィッジによってこれらの目的を達成することが不可能となったPF-ZAPUのエリートにとって政党の統合そしてZANU（PF）のエリートとの協調がもっとも合理的な選択であったといえよう。この意味においてPF-ZAPUにとって協調は「強制された協調」であり、他方ZANU（PF）にとってはマタベレランドにおける平和と秩序の回復という目的達成のための手段の選好（preference）を変更する余地があったという意味において「自発的な協調」であった。先に述べたように一九八〇年から八二年初頭まで続いた連立政権におけるZANU（PF）とPF-ZAPU両党のエリート間の協調は、両者の「自発的な協調」とみることができる。しかしながら八五年から八七年にいたる政党の統合に関する両党のエリートの協調は、「自発的な協調」と「強制された協調」の組み合わせであった。そして結果的に後者の協調のパターンが持続的なエリート間の協調を生み出したのである。

一九八八年三月、大統領ムガベ（八七年一二月の憲法改正によってムガベは、実権大統領に就任した）は、すべての反乱分子に対する恩赦を発表し、他方ンコモも反乱分子に対して武器を捨てるように呼びかけた。その結果、一二二名の反乱分子が投降し、ここにマタベレランドとその周辺地域における「平和と秩序」が回復された。PF-ZAPUは終始、同党と反乱分子のあいだのいかなる関係も否定したが、ンコモの呼びかけに呼応して反政府活動がただちに停止したことは、両者のあいだに何らかの関係があったことを示唆している。

(3) 政党統合後の有権者

一九八九年一二月、第一回の統一ZANU（PF）党大会が開催されて名実ともに両党の統合が完了した。そし

て九〇年三月の第三回総選挙においてZANU（PF）は、一二〇議席中一一七議席（大統領指名議席三〇を除く）を獲得して圧勝した。エスニック集団間のクリーヴィッジの表面化は主要政党の統合の結果、回避された。すなわちジンバブウェにおいてはエリート間の協調によってサブカルチャーに即したクリーヴィッジを覆い隠したのである。ちなみに一九八九年一二月、議会構成に関する憲法改正がおこなわれ、議会は二院制から定数一五〇（三〇の大統領指名議席を含む）の一院制へと再組織化された。また同時におこなわれた大統領選挙においてもムガベが圧勝して大統領に再選され、ZANU（PF）副党首ンコモは副大統領に就任した。そしてZANU（PF）は、大統領の指名による三〇議席を加えて事実上一五〇議席中一四七議席を獲得したのであった。[33] こうした議会におけるZANU（PF）の圧倒的な勢力は、事実上、一党支配体制に近いものである。しかしながら表現・結社、言論の自由が憲法によって認められ、また同選挙において野党が三議席を獲得したことに示されるように小党が「真に独立した地位を持つ敵対者として優位政党に対峙している」状況がジンバブウェにおいては見られる。[34] したがって選挙競合が事実上発生するため、ジンバブウェの政党制はサルトーリの分類にしたがうならば「その主要政党が一貫して投票者の多数派（絶対多数議席）に支持されている政党制」としての「一党優位政党制（Pre-dominat-party system）」と言うべきであろう。[35] そしてZANU（PF）は九五年の第四回総選挙後もこの一党優位政党制を維持することになったのである。

以上のようにジンバブウェにおいてはエリート間の協調にもとづく主要政党の統合によって、エスニック集団間のクリーヴィッジが有権者の投票行動を通じて表面化しなくなった。さらに主要政党の統合によってマタベレランドとその周辺地域における騒乱状態も鎮静化し、国内的な平和と秩序が回復された。こうした状況において有権者は政治に対する関心、より正確に言うならば投票行動を通じた政治参加への関心を急速に失っていった。たとえば、一九八九年一〇月に補欠選挙がおこなわれたジヴァレセクワ選挙区では有権者数六万四〇〇〇人のう

ち投票した者はわずか一万人であった。また八五年総選挙においてZANU（PF）候補が五万一〇〇〇票を獲得して当選した東部マコニ選挙区における同年の補欠選挙では、同党は議席を確保したがその候補者はわずか七六二二票しか獲得できなかった。[36] さらに九〇年総選挙においても投票率は五四パーセント、そして大統領選挙においてムガベは、有権者のわずか四二パーセントによって支持されたのである。こうした選挙における有権者の投票率の低下は九五年総選挙、そして九六年の大統領選挙においてもみられた現象である。このような有権者の政治参加に対する消極的な姿勢は、いわゆる「アパシー（apathy）」という概念によって説明することが可能であるが、同時にこれは有権者が国家（政府）から得られる最低限度の利益、すなわち「平和と秩序」が実現されたことに満足している状況を示している、という立言も可能なのではなかろうか。[37]

結　論

本稿においては民主主義という政治体制を前提としたうえで、サブカルチャーにクリーヴィッジが存在し、サブカルチャーを越えた国家への忠誠心がエリートのあいだに不十分であり、かつサブカルチャーのクリーヴィッジを越えたエリート間の協調という伝統が存在しない場合には、民主主義体制はいかにして運用されるべきであるか、という基本的な問題意識にもとづいてジンバブウェをケースとして取り上げて分析をおこなった。そしてこうした状況が存在するジンバブウェにおいては連合政権が機能することはきわめて困難であり、結果的に連合政権は崩壊してしまった。しかしながらその一方でエリート間にサブカルチャーを越えた国家への忠誠心、そしてエリート間の協調の伝統が存在しなくても、エリートのあいだに一方のアクターの「自発的な協調」と他方のアクターの「強制された協調」が存在し、このエリート間の協調によって主要政党が統合されるならば、国家の

基本的な目的である「平和と秩序」を達成することができること、そしてさらに政党の統合によってエリート間の協調を確保したうえで「一党優位政党制」を確立することができるならば、それはサブカルチャーにクリーヴィッジが存在しても民主主義体制を維持するためにはきわめて有効な手段であることをジンバブウェのケースは示している。

本稿において論じようとしたもうひとつの論点は、政治行動を規制する諸制度の重要性である。ジンバブウェ人の手によってはじめて実施された八五年選挙にいたる様々な選挙制度の確立とその運用、そしてエリート間の協調を枠づけた政党という制度の在り方などジンバブウェの政治現象そして政治的アクターの活動が、こうした制度によって方向付けられたことは明らかである。ジンバブウェにおいては民主主義はまさに政治制度のディザインに依存しているのである。

アフリカ大陸においてはそのほとんどの国家がサブカルチャーのクリーヴィッジを抱えており、これが民主主義体制の運営、より根本的には国家の存立それ自体を脅かしているケースが多く見られる。また大部分のアフリカ諸国において内外の圧力により民主主義が国家の政治体制（国家の使用方法）として採用されている。しかしながらこうした諸国のなかには民主主義体制が制度として実効性を持たないようなケースも数多く存在する。したがってジンバブウェのケースは、こうした事態に直面している諸国家を分析する際の一つのモノサシになるのではなかろうか。

（1）阿部斉・内田満編『現代政治学小事典』有斐閣・一九七八年、一五六―一五七ページ。

（2）国家（政府）の目的については、田中宏「政府の役割について」（『法学研究』第六九巻七号、一九九七年）を参照。

（3）民主主義の定義については、根岸毅「政治における試行錯誤の機会――もうひとつの民主主義論」（石川忠雄教

授還暦記念論文集編集委員会刊『現代中国と世界――その政治的展開』慶應通信、一九八二年）を参照。

（4） Robert A. Dahl, *Modern Political Analysis*, Fifth Edition, Prentice-Hall, Engelwood Cliffs, 1991, p.93.

（5） Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exporation*, New Haven, Yale Univ. Press.（内山秀夫訳、三一書房、一九七九年、四三および七七ページ）

（6） *Rhodesia,1969 Population Census: Interim Report, Vol.2: The African Population*, Salisbury, Centra Statistical Office, p. 28.

（7） 前者の議論に関しては、Lawrence Vambe, *An Ill-fated People: Zimbabawe Before and After Rhodes*, London, Heineman, 1972. そして後者の議論に関しては、T. Ranger, *The Invention of Tribalism in Zimbabwe*, Gweru, Mambo Press, 1985, “The Invention of Tradition Revisited” in T. Ranger and O. Vaughan ed., *Legitimacy and the State in Twentieth Century Africa*, London, Macmillan, 1993, “Missionaries, Migrants and the Manyika: “The Invention of Ethnicity in Zimbabwe” in Leroy Vail (ed), *The Creation of Tribalism in Southern Africa*, Berkeley, Univ. Press of California, Richard Werbner, *Tears of the Dead*, Edin-burgh, Edinburgh Univ. Press, 1991. などを参照されたい。

（8） 連立政権の誕生から崩壊へのプロセスについては、拙稿「ジンバブウェにおける連立政権の誕生と崩壊」、『アジア経済』二三巻九号（一九八二年九月）を参照されたい。

（9） The Catholic Commission for Justice and Peace in Zimbabwe and The Legal Resources Foundation, *Breaking The Silence—Building True Peace: A Report on the Disturbances in Matabeleland and the Midlands 1980-1988*, Harare, 1997, pp.156-8.

（10） この党再建運動と党大会については、拙稿「ジンバブウェにおける国民形成――ZANU（PF）の党再建活動と第二回党大会を中心として――」、日本国際政治学会編『国際政治』第八八号、「現代アフリカの政治と国際関係」（一九八八年五月）を参照されたい。

（11） James G.March & Johan P. Olsen, *Rediscovering Institutions: The Organizational Basis of Politics*, New York, Free Press, 1989, p.1 and pp. 117-8.

（12） *Herald*, Jan. 17 1985.

(13) *Herald*, Jan.3 1985.
(14) *Herald*, Feb. 20 1985.
(15) *Herald*, June 8 1985.
(16) *Herald*, June 13 1985.
(17) *Herald*, May 29 1985.
(18) *Herald*, June 7 1985.
(19) *Herald*, June 9 1985.
(20) *Herald*, June 11 1985.
(21) *Herald*, June 12 1985. なお白人議席に候補者を擁立した政党は、植民地自治政府当時の与党が改名した「ジンバブウェ保守同盟（Conservative Alliance Zimbabwe）」と「独立ジンバブウェ・グループ（Independent Zimbabwe Group）」であった。
(22) Ibid. なお候補者登録をおこなったすべての政党の選挙声明と候補者リストは、Zimbabawe Inter-Africa News Agency, *Election Handbook: A Guide to The General Election of July 1985*, ND に収録されている。
(23) Anthony Lemon, "The Zimbabwe General Election of 1985", *Journal of Comonwealth & Comparative Politics*, Vol.XXVI, No.1 (Mar. 1988), p.19.
(24) Ibid., p. 11.
(25) *Herald*, July 6 and 8, 1985.
(26) Lemon, *op. cit.*, p.7.
(27) *Zimbabwe News*, Vol.16, No.6, Oct. 1985, p.9.
(28) Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems: A framework for analysis*, Cambridge Univ. Press, 1976.（岡沢憲芙・川野秀之訳、『現代政党学』II、早稲田大学出版部、一九八〇年、三二八ページ）
(29) Willard A. Chiwewe, "Unity negotiations", Canaan S. Banana, ed., *Turmoil and Tenacity: Zimbabwe 1890-1990*, Harare, The College Press, 1989. チウェウェはこの一連の交渉に部分的に参加していた。
(30) *Zimbabwe News*, Vol.18,No.13 (Dec. 1987), p.44.

(31) Anthony Downs, *An Economic Theory of Decomcracy*, New York, Harper & Brothers, 1957.（吉田精司訳、成文堂、一九八〇年、三六ページ）

(32) Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism & Democracy*, London, Routledge, 1996.（中山伊知郎・東畑精一訳、東洋経済新報社、一九九五年、四四五ページ）

(33) この点については拙著「ジンバブウェにおける民主化」、林晃史編『南部アフリカ諸国の民主化』所収、アジア経済出版会、一九九三年を参照されたい。

(34) サルトーリ、前掲書、三二九ページ。

(35) 同上。サルトーリが、「長期にわたって同じ政党が、（得票率はともかく）〈絶対多数議席〉を獲得するのに成功しているのは単なる偶然にすぎない」と述べていることについては疑問の余地がある。ジンバブウェの場合、「一党優位政党制」が見られるようになって以来、総選挙は二回しかおこなわれていないが本稿で論じたようにサブカルチャーのクリーヴィッジの克服を目的として主要政党が統合し、その結果として「一党優位政党制」が発生した場合には、絶対多数議席の獲得は単なる偶然ではなく、党エリートたちの慎重なる協調による成果だからである。

(36) Welshman Ncube, The Post-unity Period: Developments, Benefits and Problems, Banana, *op.cit.*, p.313 and *Africa Contemporary Record: Annual Survey and Documents 1988-1989*, New York, Africana Publishing Company, 1992, p.B773.

(37) この点については、拙稿「ジンバブウェにおける民主主義とその意味――装置としての国家とその使い方――」、林晃史編『南部アフリカ民主化後の課題』所収、アジア経済出版会、一九九七年を参照されたい。

［追記］ 本稿は財団法人櫻田會の助成による研究成果であり、当初『法学研究』七一巻一号（小田英郎教授退職記念号）に掲載を予定していたが、新たな資料を入手したためにこれが遅れたことを付記しておく。